

第5回 幸福追求権

今回は、日本国憲法 13 条が規定する幸福追求権について考えます。この条文は、いったい何を保障した規定でしょうか。

また、憲法の条文に規定されていないものは、人権として保障されないのでしょうか。条文には規定されていなくとも守るべき「新しい人権」の意義などについて、考えてみましょう。

1. 幸福追求権の意義

- 13 条は、かつては、第 3 章に列挙された具体的な個別の人権の総称ないしは人権規定の一般原理と解されていたが、現在では、幸福追求権として、また、プライバシーの権利や環境権などといった憲法の条文にはないが憲法上保障すべき人権の根拠規定として、裁判上の救済を受けることができる具体的権利であると解されている。
- 幸福追求権の内容については、あらゆる生活領域における行為の自由と解すべきか、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利のみをいうと解すべきか、学説上の争いがある。
- 13 条を根拠にさまざまな主張がなされているが、判例が 13 条を根拠とする新しい人権として明示的に認めたものは、あまり多くはない（最高裁判所は、北方ジャーナル事件判決（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁）において「人格権としての個人の名誉の保護」が、京都府学連事件判決（最大判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 卷 12 号 1625 頁）において（「肖像権と称するかどうかは別として」という留保を付けたうえで）「承諾なしに、みだりに容ぼう・姿態……を撮影されない自由」が、住基ネット訴訟判決（最判平成 20 年 3 月 6 日民集 62 卷 3 号 665 頁）において「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」が、性同一性障害者特例法違憲訴訟判決（最大判令和 5 年 10 月 25 日）において「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」が、それぞれ憲法 13 条によって保障されると判示している）。

2. プライバシーの権利

- プライバシーの権利とは、かつては、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と狭く定義された（「宴のあと」事件東京地裁判決（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判時 385 号 12 頁））。
- 今日では、自己に関する情報をコントロールする権利として理解する見解が有力である。
- プライバシーの権利を自己情報コントロール権としてとらえると、個人の人格的生存に関わる重要な私的事項を、公権力の介入なしに各人が自律的に決定できる自由が、情報プライバシー権とは別個の憲法上の権利と解されることになる。

3. 自己決定権

- 自己決定権とは、個人の人格的生存に関する重要な私的事項を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる自由である。
- 自己決定権の内容としては、(1) 自己の生命や身体の処分に関する事柄、(2) 家族の形成・維持に関する事柄、(3) リプロダクションに関する事柄、(4) ライフスタイルに関する事柄などが挙げられる。

今回の講義の復習として、教科書の3.1.1～3.1.7(63-73頁)を読んでおきましょう。
次回は、日本国憲法14条に定める法の下での平等について学びます。
次に挙げる尊属殺人罪重罰規定違憲訴訟は、次回に検討する判例です。事件の概要を読んだうえで、刑を免除するとした(その結果、Yは収監されない)第1審の判断と、懲役3年6月の実刑とした控訴審の判断とでは、どちらが妥当であるかについて考えてみましょう。

Reading Assignment 尊属殺人罪重罰規定違憲訴訟

栃木県矢板市に住む女Yは、14歳のときに実父Aから強姦(不同意性交)され、それ以降、継続的に姦淫行為が行われていた。Yは、何度か家出を試みるものの、その都度見つけ出されては連れ戻され、Aと夫婦同然の生活を強要されながら、Aとの間に5人の子どもを産んだ。

Yは、1968(昭和43)年8月頃、勤務先の印刷工場で知り合った同僚Bと相思相愛の関係になり、結婚を考えるようになった。しかし、YはAに結婚の許しを求めたところ、Aは、「出て行くならお前らが幸せになれないようにしてやる、一生苦しめてやる」、「今から相手の家に行って話を付けてやる、ぶっ殺してやる」などと脅迫したため、YはBとの結婚を断念した。その後、Aは、飲酒し、Yを軟禁状態にして、さらなる暴行を加えた。そして、忌わしい境遇から逃れようとしたYは、同年10月5日夜、酔って寝ていたAを絞殺した。犯行後、Yは直ちに自首した。

1995(平成7)年改正前の刑法は、199条(殺人罪)のほかに、200条で、「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と定めていた。検察官は、Yを刑法200条違反(尊属殺人罪)で起訴した。

第1審は、刑法200条は日本国憲法14条に違反し無効であるとして、199条の殺人罪について判断し、過剰防衛を理由に刑を免除した(宇都宮地判昭和44年5月29日判タ237号262頁)。

控訴審は、第1審判決を破棄して、刑法200条を合憲とし、過剰防衛も否認して、心神耗弱による減軽及び酌量減軽により最低限の懲役3年6月の実刑を宣告した(東京高判昭和45年5月12日判時619号93頁)。

これに対して、Yは、刑法200条の平等原則違反を理由に上告した。

Q5 日本国憲法におけるプライバシーの権利に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有するので、警察官による個人の容貌・姿態の写真撮影が、現に犯罪が行われ、又は、行われたのち間がないと認められる場合で、証拠保全の必要性及び緊急性があり、一般的に許容される限度を超えない相当な方法で行われるとしても、本人の同意がなく、また裁判官の令状がないときは許されないとした。
2. 大学が講演会の主催者として参加者を募る際に収集した参加申込者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その性質上、他者に知られたくないと感じる程度が低いものであるため、大学がこれらの個人情報に参加申込者に無断で警察に開示したとしても、プライバシーの侵害には当たらないとした。
3. 児童買春の被疑事実に基づき逮捕されたという事実は、他人にみだりに知られたくないプライバシーに属する事実であり、当該事実を公表されない法的利益は、当該事実が掲載されたURL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情と比較衡量して、優越することが明らかであり、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるとした。
4. 作中人物と容易に同定可能な小説のモデルにされた者が、公共の利益にかかわらないその者のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む小説を承諾なく公表されたことは、公的立場にないその者の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害され、小説の出版等により重大で回復困難な損害を被るおそれがあるというべきであり、小説の出版の差止めは認められるとした。
5. 行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものではないが、当該個人がこれに同意していなければ、自己のプライバシーにかかわる情報の取扱いについて自己決定する権利ないし利益を違法に侵害するものであるとした。

(東京都特別区職員採用試験 2023年度1類試験)